

## クリーンセンター滋賀 廃棄物処分料金の改正（平成28年4月～）に伴う契約（変更）手続き等の手順について

◇廃棄物処理の契約書に「建設系混合廃棄物」の廃棄物種別がある。

- |                         |    |          |   |
|-------------------------|----|----------|---|
| ア) 建設業（土木、建築、解体等）である。   | => | <b>1</b> | へ |
| イ) 金属回収業などリサイクル処理業である。  | => | <b>2</b> | へ |
| ウ) 廃棄物処理業（中間処理）である。     | => | <b>2</b> | へ |
| エ) 上記 ア)、イ)、ウ) 以外の業種である | => | <b>3</b> | へ |

◇廃棄物処理の契約書に「建設系混合廃棄物」の廃棄物種別がない。 **1** へ



- 1** 料金改正に伴う契約手続きは、不要です。  
料金改正後の「別表」を現契約書と一緒に編綴ください。
- 2** 料金改正に伴い「管理型混合廃棄物 I」や他の廃棄物種別で契約します。
- 3** 「建設系混合廃棄物」、「管理型混合廃棄物」を除く、他の廃棄物種別で契約します。

◇前段の契約変更が不要である事業所であっても、平成28年度に廃棄物種別を追加（変更）するなどの場合は、契約（変更）手続きを行ってください。



◇契約（変更）の手続きについて

手  
続  
き



- 平成28年度中に搬入予定の廃棄物種別と委託トン数により、「廃棄物処理委託契約(変更)申込書(様式第1号)」を作成のうえ、廃棄物データシートほか書類等と併せて提出ください（提出の目安 3月11日まで）。
- 4月1日以降の契約書を作成して、順次お送りします。  
押印のうえ、一部をクリーンセンター滋賀へお送りください。